



集落営農法人だより

本協議会は、昨年3月、県内の集落営農法人の連携を強化し、経営の安定・発展を図るとともに、法人化をめざす組織への支援を目的に発足しました。

当初は、県内各地域組織協議会の代表の10法人で構成していましたが、今年度から県内全ての法人が参加出来るよう体制を変更しました。現在、県下で88の集落営農法人が設立されていますが、現在このうち67法人が加入されています。

本協議会では、まず各法人に対しアンケート調査を行い、経営をはじめ組織運営上の問題把握に努めました。その結果、収益の確保、人材の育成、生産技術の開発等数多くの課題を抱えておられることがわかり、今後、これらの課題を解決するための議論を積極的に進め、会員相互に高めあう取り組みを行いたいと考えています。

今年度は、先般8月24日から法人の一層の所得向上を図るため、県下3会場で「集落営農法人複合化・多角化研修会」を開催しました。また、年間雇用を通じた後継者確保や新たな園芸品目の導入など多くの法人に共通する課題について、経営戦略検討会を開催し情報交換に努めていくこととしています。

農業情勢が大きく変化する中、新しい取り組みを行うことには大きなリスクが伴うと思います。しかし、立ち止まり現状維持したとしても、同様の、いやそれ以上のリスクがあるのではないでしょうか。今後とも、会員の皆様のニーズに応え、県農業をリードする取り組みを行い、元気の出る情報を広く発信していきたいと考えています。どうか積極的に参加されることも、この輪を広げていただくようお願いいたします。

山口県集落営農法人連携協議会 会長
田中豊策あいさつ



山口県集落営農法人連携協議会 会長

田中豊策あいさつ

67集落営農法人で協議会運営に踏み出す！

法人協議会 会員法人一覧

管轄JA	法人名
JA山口東	(農)虹の里
JA山口東	(農)むかたお
JA山口東	(農)いきいきファーム美和
JA山口東	(農)グリーンファーム府谷
JA南すおう	(農)おおさこ
JA南すおう	(農)ウエスト・いかち
JA南すおう	(農)長野みのり
JA南すおう	(農)あいさいの里
JA南すおう	(農)伊陸美味
JA南すおう	(農)佐田
JA南すおう	(農)小行司
JA南すおう	(農)つかり
JA周南	(農)下郷農業構造改善組合
JA周南	(有)鹿野アグリ
JA防府とくち	(農)切畑ファーム
JA防府とくち	(農)上り熊
JA防府とくち	(農)船路れんげの里
JA山口中央	(農)宇津木農産
JA山口中央	(株)仁保農産
JA山口中央	(有)佐山ファーム
JA山口中央	(農)片山
JA山口中央	(有)名田島農産
JA山口中央	(農)川西

管轄JA	法人名
JA山口中央	(農)西開作
JA山口宇部	(農)あいのう木田
JA山口宇部	(農)宮尾営農組合
JA山口宇部	(有)アグリ楠
JA山口宇部	(農)石束・不動寺原
JA山口宇部	(農)七日町営農組合
JA下関	(農)久野ファーム
JA下関	(農)吉見ファーム
JA下関	(有)アグリ永田郷
JA下関	(農)せいらゆう
JA下関	(農)小野愛農組合
JA下関	(農)フェルメ高熊
JA下関	(合)こいなか
JA山口美祢	(農)植柳ファーム
JA山口美祢	(農)三光
JA山口美祢	(農)深土
JA山口美祢	(農)植竹ファーム
JA山口美祢	(農)ファーム岩波
JA山口美祢	(農)やまだファーム
JA山口美祢	(農)鳳鳴
JA山口美祢	(農)宮の河内農業生産組合
JA山口美祢	(農)くせはら

管轄JA	法人名
JA山口美祢	(農)徳坂
JA山口美祢	(農)金焼
JA長門大津	(農)二条窪
JA長門大津	(農)アグリ中央
JA長門大津	(農)あけぼのの里
JA長門大津	(農)ファーム上ゲ
JA長門大津	(農)中小野の郷
JA長門大津	(農)三ヶ村
JA長門大津	(農)アグリサポート大津
JA長門大津	(農)かみおか
JA長門大津	(農)河原
JA長門大津	(農)泉川
JA長門大津	(農)ゆや中畑
JAあぶらんど萩	(農)うもれ木の郷
JAあぶらんど萩	(農)小国ファーム
JAあぶらんど萩	(農)木間の郷
JAあぶらんど萩	(農)こぶし
JAあぶらんど萩	(農)金谷営農生産組合
JAあぶらんど萩	(農)至福の里
JAあぶらんど萩	(農)あぶの郷
JAあぶらんど萩	(農)弥富5区
JAあぶらんど萩	(農)ファームさんみ

複合化・多角化研修会を開催！

8月24日より、県下3会場で「集落営農法人複合化・多角化研修会」を開催しました。

本研修会は、集落営農法人の経営安定並びに所得向上を目指し、新たな園芸作物の導入や、地域の実情に即した多角化を検討・協議することを目的に、県内大手量販店の青果担当バイヤーや、すでに経営品目の多角に取り組む法人からの実戦報告を中心に開催し、延べ140名の出席がありました。

県下3会場での主な研修内容をご紹介します。

県産品に対する取組と産地側への要望

はじめに、店内に「やまぐちコーナー」を設置し、県産農水産物を販売されている(株)イズミ、(株)丸久、マックスバリュ西日本(株)の青果担当バイヤーから市場ニーズや県産農産物の販売動向について説明を頂きました。

消費者の志向は、以前まで①味・鮮度、②量目、③価格となっていました。が、不況の影響を受け、現在は①価格、②量目、③味・新鮮に変化しています。

しかし、このようなデフレの環境の下でも、県産農産物に対する消費者ニーズは非常に高く、消費者の需要量に応え切れていない状況となっているという事でした。

また、量販店においても、地産地消

を重視し、フードマイレージなど環境にやさしい販売店のPRもしていきたいと説明されました。

(株)イズミの松本バイヤーからは、たまねぎ等の具体的な販売方法として、農家が通常出荷しない商品を「理由あり商品」として販売することで大幅に利益を上げているなどの事例紹介を頂きました。

ゆめタウンの理由ありの定義

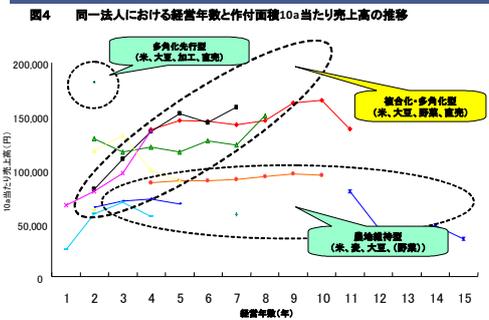
- 一 生産者限定・産地直送
(顔の見える商品・市場に出回らないもの)
- 一 形は不揃いでもよい、とことん鮮度にこだわる
- 一 通常品より量目が1割〜2割多い

園芸品目導入の効果

農林総合技術センターより、県下集落営農法人の経営実態と課題を報告し、なかでも園芸作物に取り組む法人は、水稲・麦・大豆中心の栽培形態よりも、多くの利益還元ができており、園芸作物を導入することにより経営安定に寄与している事例を報告されました。

しかし、新規の園芸作物に取り組む場合には、導入目的の明確化、組合員の合意、資金の問題、土壌の問題等を解決した中で取り組むことがポイントであると注意喚起もされました。

集落営農法人の経営タイプ



資料提供先：山口県農林総合技術センター

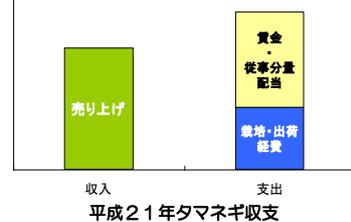
県内法人における園芸品目の取組

事例報告として、たまねぎの栽培を導入している柳井市の(農) あいさいの里を始め、宇部市の(農) 石東・不動寺原、山口市阿東の(農) 片山から各法人の園芸作物への取り組み内容について紹介がありました。

(農) あいさいの里の榎本代表理事は、『たまねぎなどの園芸作物を組み合わせることで周年雇用の場を確保し、地域内の子育て世代の主婦を雇用することで県外への流出を食い止めることにも地域への利益還元するなど、地域活性に寄与する法人となるよう努めている』と話されました。しかし、たまねぎを栽培し、得られる法人の利益は厳しく、事例報告された法人からは、作業機が整備されていない面もあり、売上高以上に労務費が多かかってしまったことを報告され、単収向上と作

業の効率化が今後の課題であることも報告されました。

たまねぎ部門の経営状況



資金・従事分量配当として地域に還元！！

事例報告のあった法人のたまねぎ部門収支

新しく仲間が増えました！

平成22年4月以降に設立された集落営農法人は以下の4法人です。

- 岩国市 農事組合法人たじり
- 光市 農事組合法人佐田
- 美祢市 農事組合法人金焼
- 美祢市 農事組合法人陸の里河原

(平成22年8月末時点)

山口県の
基準単価が
決定しました!!

22年産からの新たな水田農業対策

戸別所得補償モデル対策が スタートします。

米のモデル事業

(米戸別所得補償モデル事業)

自給率向上事業

(水田利活用自給力向上事業)

米の生産コストを補う岩盤対策 [米の需給は米への支援で確保]	需要に応える麦・大豆、園芸産地の拡大 [水田を余すことなく活用して自給率を向上]																																							
<p>【交付単価】</p> <table border="1"> <tr> <td>定額部分</td> <td>1万5千円/10a</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・当該年産の価格水準に関わらず交付</td> </tr> <tr> <td>変動部分</td> <td>当年産の販売価格が過去3年の平均販売価格を下回った場合にその差額を算定</td> </tr> </table> <p>【交付対象者】</p> <p>○米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの</p> <p>【交付対象面積】</p> <p>○主食用米作付面積から一律10a控除して算定 (集団の場合、構成員の数にかかわらず水稻共済加入単位で控除)</p>	定額部分	1万5千円/10a	・当該年産の価格水準に関わらず交付		変動部分	当年産の販売価格が過去3年の平均販売価格を下回った場合にその差額を算定	<p>【交付金単価】</p> <p>■水田での作付面積に応じて助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>戦略作物</th> <th></th> <th>基準単価(10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麦、大豆、飼料作物</td> <td>◎</td> <td>35000円</td> </tr> <tr> <td>そば、なたね、加工用米</td> <td>◎</td> <td>20000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新規需要米(米粉・飼料用米、WCS稲)</td> <td>80000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他作物(野菜・花き・地力増進作物等)</td> <td>基準単価(10a)</td> </tr> <tr> <td>・重点推進作物(詳細別記)</td> <td>◎</td> <td>20000円</td> </tr> <tr> <td>・産地確立作物(〃)</td> <td>◎</td> <td>15000円</td> </tr> <tr> <td>・地域重点作物(〃)</td> <td>◎</td> <td>10000円</td> </tr> <tr> <td>・水田活用作物(〃)</td> <td>◎</td> <td>5000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二毛作助成</td> <td>15000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⇒主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	戦略作物		基準単価(10a)	麦、大豆、飼料作物	◎	35000円	そば、なたね、加工用米	◎	20000円	新規需要米(米粉・飼料用米、WCS稲)		80000円	その他作物(野菜・花き・地力増進作物等)		基準単価(10a)	・重点推進作物(詳細別記)	◎	20000円	・産地確立作物(〃)	◎	15000円	・地域重点作物(〃)	◎	10000円	・水田活用作物(〃)	◎	5000円	二毛作助成		15000円	⇒主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士		
定額部分	1万5千円/10a																																							
・当該年産の価格水準に関わらず交付																																								
変動部分	当年産の販売価格が過去3年の平均販売価格を下回った場合にその差額を算定																																							
戦略作物		基準単価(10a)																																						
麦、大豆、飼料作物	◎	35000円																																						
そば、なたね、加工用米	◎	20000円																																						
新規需要米(米粉・飼料用米、WCS稲)		80000円																																						
その他作物(野菜・花き・地力増進作物等)		基準単価(10a)																																						
・重点推進作物(詳細別記)	◎	20000円																																						
・産地確立作物(〃)	◎	15000円																																						
・地域重点作物(〃)	◎	10000円																																						
・水田活用作物(〃)	◎	5000円																																						
二毛作助成		15000円																																						
⇒主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士																																								

◎ 制度変更により、これまでの産地確立対策に比べて交付額が減少する地域に対して激変緩和を措置
[詳しくは地域水田協議会(JA・市町)にお問い合わせください]

山口県における 「その他作物」のグループ別指定品目(主要品目)

グループ	具体的品目
県重点推進作物	たまねぎ、にんじん、ばれいしょ、かぼちゃ(ミニかぼちゃ)、はなっこりー
産地拡大作物	キャベツ、はくさい、ブロッコリー、ほうれんそう、ねぎ、だいこん、きゅうり、なす(田屋なす含む)、トマト(ミニトマト)、いちご、すいか
地域重点作物	レタス、アスパラガス、しゅんぎく、ひろしまな、らっきょう、かきちしゃ、れんこん、ごぼう、やまのいも、さといも、かんしょ、わさび、ピーマン、メロン、スイートコーン、しろうり、まくわうり、いんげん、オクラ、花き・種苗、果樹*
水田活用作物	景観形成作物、地力増進作物、上記以外の野菜、特用作物など

○モデル対策の加入申請等手続は、
JA・市町/地域水田協議会がお手伝いします。

「加入申請書」の配布・提出方法は、別に地域水田協議会からご案内いたします

■平成 22 年度水田対策等関係施策の概要

⇒H23 からの本格導入に向け戸別所得補償モデル事業を導入
(年内に実績を確定し、早ければ 12 月から交付)

平成 21 年度
米政策改革推進対策

○米の生産調整メリット措置
・需要に応じて調整・配分された生産数量目標をベースに計画生産に取り組む生産調整実施者に対し、各種交付金を助成

⇒水田農業構造改革の推進
⇒H19 年産からの新たな需給調整システム

◇産地確立対策(産地づくり)等

◆産地確立交付金	1466 億
地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援	
◆新需給調整システム定着交付金	150 億
地域の意欲的な生産調整の取組を推進	
◆水田等有効活用促進対策	404 億
麦・大豆等の作付拡大を推進	
補正 需要即応型生産流通体制整備事業	1168 億
生産・流通体制の整備加速化	
◆稲作構造改革促進交付金	補てんなし
米価下落時の影響緩和対策又は地域の合意により、担い手育成等に融通	
◆集荷円滑化対策	返戻あり
豊作過剰米の適切な処理による需給安定 ⇒制度加入が政策支援の交付要件	
◆耕畜連携水田活用対策	54 億
粗飼料増産や資源循環の取組支援	
補正 飼料稲フル活用緊急対策	13 億
補正 水田フル活用交付金	381 億
補正 食料自給率向上緊急生産拡大対策	9 億
○水田・畑作経営所得安定対策	2324 億
施策の対象となる担い手を明確化したうえで、その経営安定を支援	
・生産条件不利補正 (対象：麦・大豆) ⇒①過去の生産実績に基く支払 (緑ゲタ) ②毎年の生産量・品質に基く支払 (黄ゲタ) ・収入減少影響緩和対策 (ナラシ、対象：米・麦・大豆)・・・(積立金⇒国 3：加入者 1)	

○中山間地域等直接支払交付金	234 億
中山間地域等の生産条件不利補正支援 (第 1 期：H12～、第 2 期：H17～H21)	
○農地・水・環境保全向上対策	277 億
地域の共同活動と先進的営農活動を支援	

平成 22 年度
戸別所得補償モデル対策

◎自給率目標をベースにした米・麦・大豆等主要作物の生産数量目標に即した生産を行う販売農家に対し、全国平均での所得保障を直接支払いにより実施
・23 年度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証

⇒水田農業構造改革の推進
⇒H19 年産からの新たな需給調整システム

新 米戸別所得補償モデル事業	3371 億
米の生産数量目標に即して生産を行う販売農家に対し、直接支払いを実施 補償額⇒標準生産費－標準販売価格 定額部分 1.5 万円/10a + 変動部分	
新 水田利活用自給力向上事業	2167 億
水田を有効活用し、麦・大豆・米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、全国統一単価を基本に助成 ⇒米の生産数量目標の達成に関わらず、対象作物の作付面積に応じて交付 ※制度変更に伴う助成水準の低下に対する激変緩和措置	
新 戸別所得補償制度推進導入事業	80 億
システム開発、制度推進、確認事務に要する経費助成	
新 耕畜連携粗飼料増産対策事業	16 億
・資源循環、飼料稲フル活用(ワ)、水田放牧 (※ 粗飼料増産は自給力向上事業枠へ↑)	
○水田・畑作経営所得安定対策	2330 億
米・麦・大豆を対象に生産コスト・収入減少補てん対策を継続 (22 年産まで)	

⇒H23 以降、戸別所得補償制度への移行

◇作付拡大条件不利補正交付金
・H19 以降の拡大分に固定払相当額を交付

○中山間地域等直接支払交付金	265 億
新 地域の高齢化に配慮した制度の見直し⇒小規模・高齢化集落での農用地保全の取組支援	
○農地・水・環境保全向上対策	273 億
新 環境保全型農業生産方式導入に向けた対応	